⑹　入札時に単価表の提出のない者の行った入札は無効とする。提出された単価表を審査した結果、真摯な見積りを行っていないと認められたときは、その者の行った入札を無効とする場合がある。
⑺　入札者の故意又は重大な過失により入札書が無効となった場合は、当該入札者に対し、指名停止の措置を講じることがある。
⑻　配置予定監理技術者の確認　落札者決定後、ＣＯＲＩＮＳ等により配置予定の監理技術者の専任制違反の事実が確認された場合は、契約を結ばないことがある。なお､病気、死亡、退職等の極めて特別な場合でやむを得ないものとして承認された場合の外は、確認資料の記載内容の変更は認められない。
⑼　手続における交渉の有無　無
⑽　契約書作成の要否　要
⑾　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を、当該工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無　無
⑿　関連情報を入手するための照会窓口は、上記４⑴に同じ。
⒀　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加　上記２⑵に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記４⑶により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、開札時において当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。
⒁　紙入札方式による参加を希望する場合の手続　紙入札方式による参加を希望する者は、上記４⑶①の期限までに、申請書等とともに紙入札方式参加承諾願（電子入札留意事項様式１）を、上記４⑴に示す場所に持参又は郵送(簡易書留に限る。)により提出し、契約責任者の承諾を得なければならない。
⒂　本件は、電子契約の対象とする。(詳細は入札説明書を参照。)
⒃　詳細は入札説明書による。

6　Summary
⑴　Official in charge of the contract of the procuring entity : Takeyasu Umeda Director General of Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited
⑵　Classification of the services to be procured : 41
⑶　Subject matter of the contract : Construction work of the Shikokuoudan Expressway Tomihisa Construction
⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : 4 : 00P.M. 28 July 2010
⑸　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : 3 : 00P.M. 21 September 2010
⑹　The language used for application and inquiry shall be Japanese.
⑺　Contact point for the notice : Masatoshi Muguruma, Assistant Leader of Accounting Group, General Affairs and Planning Dept., Shikoku Branch, West Nippon Expressway Company Limited, 4―1―3 Asahimachi, Takamatsu City, Kagawa, 760―0065, Japan. TEL 087―825―1886

資　　格

競争参加者の資格に関する公示

北海道開発局網走開発建設部が発注する一般国道334号斜里町宇登呂トンネル工事は、特定建設工事共同企業体が競争に参加できることとし、当該共同企業体の資格審査に関し、その基本となるべき事項並びに申請の時期及び方法等について予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第72条第４項の規定に基づき、次のとおり公示する。
平成22年６月28日
北海道開発局長　関　　克己
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　01
１　工事名　一般国道334号斜里町宇登呂トンネル工事（電子入札対象案件）
２　工事場所　北海道斜里郡斜里町
３　工事内容　工事延長：Ｌ＝600.0ｍ、トンネル延長：Ｌ＝360.0ｍ、幅員：ＳＬ＝11.3ｍ、内空断面積：Ａ＝70.6㎡、工法：ＮＡＴＭ、掘削方式：機械掘削、掘削補助工：フォアポーリング、坑門工：Ｎ＝１式、仮設工：Ｎ＝１式、現場吹付法枠工：Ｌ＝510ｍ､グランドアンカー：Ｎ＝30本、連続繊維補強土：Ａ＝190㎡、ロックボルト：Ｎ＝80本
４　工事区分　一般土木
５　資格審査申請書の受付期間及び受付場所
⑴　受付期間　平成22年６月28日から平成22年７月28日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。)。
⑵　受付場所　〒060―8511 札幌市北区北８条西２丁目札幌第１合同庁舎　北海道開発局事業振興部工事管理課（電話011―709―2311内線5480）
６　共同企業体の構成員の数、資格要件等
⑴　構成員の数は、２又は３社とする。
⑵　構成員の組合せは、北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であって、決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受け、当該再決定の際に算定した点数（経営事項評価点数）が、1,070点以上であること。)。
⑶　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記６⑵の再決定を受けた者を除く。)でないこと。
⑷　当該競争参加資格に係る申請の期限の日から決定を行う日までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年４月１日付け北開局工第１号）に基づく指名停止を受けていないこと。
⑸　各構成員が、次の各号の要件を満たすものとする。
ア　発注工事に対応する建設業法（昭和24年法律第100号）の許可業種につき、許可を受けてからの営業年数が５年以上あること。ただし、発注工事と同種の工事について相当の施工実績を有し、確実かつ円滑な共同施工が確保できると認められる場合においては、許可を受けてからの営業年数が５年未満であっても、これを同等として取り扱うことができるものとする。
イ　代表者は、平成７年度以降に、次の(ｱ)及び(ｲ)の要件を満たす工事を、元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。なお、(ｱ)及び(ｲ)は同一工事でなくても良い。
(ｱ)　ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積65㎡以上かつ施工延長200ｍ以上のトンネル工事であること。
(ｲ)　凍結対策を伴ったトンネル工事であること。
ただし、代表者以外の構成員については、平成７年度以降に、ＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
なお、いずれも当該実績が、国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。
ウ　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
(ｱ)　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置するものとする。
(ｲ)　代表者の配置する技術者については、平成７年度以降に、上記６⑸イ本文に掲げる工事の経験を有する者であること。ただし、代表者以外の構成員が配置する技術者については、平成７年度以降にＮＡＴＭによるトンネル内空断面積40㎡以上のトンネル工事及び凍結対策を伴ったトンネル工事を元請として施工した実績を有すること（いずれも、共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。)。
(ｳ)　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。
⑹　出資比率は、すべての構成員が、均等割の10分の６以上の出資比率であるものとする。
⑺　代表者の要件は、より大きな施工能力を有する者であって、かつ、出資比率が構成員中最大である者とする。
７　競争参加資格の有効期間
特定建設工事共同企業体としての有効期間は、競争参加資格を決定したときから契約の相手方が確定されたときまでとする。
８　資格審査申請書類
⑴　提出書類及び提出部数
ア　一般競争（指名競争）参加資格審査申請書（特定建設工事共同企業体）１部
イ　特定建設工事共同企業体協定書（写）１部